

令和6年度 一般会計 歳出 第2款 5項 1目 11節 (7)自動車任意保険料			
受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	担当 総務局 管理課 <span style="float: right;"><small>なかしま</small> 担当者名 中島 まりな</span> <span style="float: right;">秦 山登</span> <span style="float: right;">電 話 045-671-2082</span>
<h2 style="margin: 0;">設 計 書</h2>			
1 件	名	<u>横浜市総務局管理課所管車両の任意保険契約</u>	
2 履 行 内 容	<u>仕様書のとおり</u>		
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和6年7月1日16:00から令和7年7月1日16:00 まで <input type="checkbox"/> 期限 平成 年 月 日 まで		
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 概算契約</span>		
5 その他特約事項	_____ _____ _____		
6 現 場 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( 月 日 時 分 場所 )		
7 概 要	<u>自動車35台の任意保険契約</u> <u>対人賠償 無制限 (免責金額なし)</u> <u>対物賠償 無制限 (免責金額なし)</u> <u>示談代行</u> <u>フリート割引適用</u> <u>公有自動車割引適用</u>		

# 横浜市総務局管理課所管車両の任意保険契約

## 仕 様 書

### 1 件 名

横浜市総務局管理課所管車両の任意保険契約

### 2 契約期間

令和6年7月1日16時00分から令和7年7月1日16時00分まで

### 3 契約対象（別紙一覧表のとおり）

車両台数 合計 35 台

### 4 契約内容

横浜市（以下「甲」という。）と自動車任意保険の契約者（以下「乙」という。）は、本契約の契約書、仕様書及び乙が定める自動車任意保険に関する保険約款に基づき、以下「5 保険内容」により補償を行う。

### 5 保険内容

#### (1) 保険種別

一般自動車保険

#### (2) 補償内容

##### ア 対人補償

無制限（免責金額なし）

##### イ 対物賠償

無制限（免責金額なし）（酒気帯び等運転対象外特約の付帯可）

##### ウ 示談代行

対人賠償保険及び対物賠償保険については、示談交渉の代行サービスが付加されている保険とする。

##### エ 割引

令和6年7月1日～令和7年7月1日  
フリート割引、公有自動車割引適用とする。

##### オ その他の特約等

付加しない。

### (3) その他

(2)の補償内容に対する不担保特約の付帯は不可とする。ただし、運転者は本市の職員に限定し、公務使用中のみを対象とする。

## 6 保険料の計算及び支払方法

(1) 乙は契約締結の前に、任意保険に加入する全車両について、1台ごとに車種、車両登録番号等とともに保険料が記載されたデータを作成し、甲に提出する。

甲は、契約期間中に減車等が発生した場合には、速やかに乙に対して通知する。

(2) 減車の結果、保険料の減が生じた場合、乙は、保険料の減少額を算出、(1)に記載したデータを修正し、甲に提出する。

乙は、保険料に還付の必要が生じた場合、甲の送付する納付書で納付する。

## 7 事故処理の対応等

### (1) 緊急連絡体制

事故処理については、24時間、365日、全国ネットに対応可能な、専任担当者等の窓口があり、示談交渉の代行及び示談書の作成等、事故解決まで迅速かつ適正に万全な体制で対応すること。

### (2) 示談書の作成等

事故発生後の示談交渉にあたっては、乙は甲の指定する担当者と協議しながら進めること。

事故の相手方と示談内容について合意を得る見込みがたった場合には、示談書案及び過失割合の根拠とその資料、解決の経過報告書（任意書式）等を甲に提出してその承諾を得ること。

結果報告書（任意書式）には、示談書、交通事故証明書、事故状況が分かる写真等、必要に応じて必要な書類を添付すること。

### (3) 証明書等

証明書等の入手手続及び費用負担は、乙が行うこと。

### (4) 処理経過の報告

乙は、未解決案件がある場合は、甲の求めに応じて、処理経過について2か月に一度報告書を提出すること。

### (5) 処理結果の報告

乙は、事件が解決したときは、甲に結果報告書を提出すること。

## 8 その他の補償条件

事故当事者に対して、自動車損害賠償責任保険を含めた処理を行うこと。

## 9 その他

- (1) 保険業法第3条の規定に基づき自動車損害保険を取扱う損害保険業免許を有すること。
- (2) 乙は、本契約締結後、速やかに対象車両一台ごとの保険料を記載した一覧表を甲に提出すること。
- (3) 乙は、本契約を履行するにあたり知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とすること。
- (4) 本契約の履行にあたり疑義が生じた場合、乙は甲と協議の上、誠実に対応すること。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

任意保険加入車両一覧表

通しNO	用途車種	車種 co	登録番号	車台番号	型式	メーカー等	車名	初年度登録	車検期限 (R6.4.1現在)	最大積載 量(kg)	備考	リース契約 終了日(予定)	ドライブレコー ダー有無
1	普通乗用	4	横浜305の1219	ZE1-127297	ZAA-ZEI	日産	リーフ	令和4年2月	令和7年2月7日	-		R11.2.7	○
2	普通乗用	4	横浜304む1124	E1-025358	ZAA-ZE1	日産	リーフ	平成30年7月	令和7年7月1日	-	再リース予定	R6.7.1	○
3	軽貨物	3	横浜480の6693	U68V-0900902	ZAB-U68V	三菱	ミーブ	令和5年11月	令和7年10月31日	350[200]		R10.10.31	○
4	普通乗用	4	横浜305ふ6460	GL3W-0401893	5LA-GL3W	三菱	エクリプス クロス	令和4年10月	令和7年10月2日	-		R11.10.2	○
5	小型乗用	5	横浜505ぬ192	HE12-272899	DAA-HE12	日産	ノート	令和1年7月	令和6年6月30日	-		R7.6.30	○
6	小型乗用	5	横浜505ぬ193	HE12-272976	DAA-HE12	日産	ノート	令和1年7月	令和6年6月30日	-		R7.6.30	○
7	小型乗用	5	横浜505ね7155	NHP170-7201206	6AA-NHP170G	トヨタ	シエンタ	令和2年1月	令和7年1月13日	-		R8.1.13	○
8	小型乗用	5	横浜505ひ6879	GP7-2123496	GAA-GP7	ホンダ	シャトル	令和2年12月	令和7年11月30日	-		R8.11.30	○
9	小型乗用	5	横浜505ふ1939	HE12-418681	DAA-HE12	日産	ノートe-power	令和3年2月	令和8年1月31日	-		R9.1.31	○
10	軽乗用	6	横浜581ち6735	MK53S-346365	AA-MK53S	スズキ	スペーシア	令和3年3月	令和8年3月15日	-		R9.3.15	○
11	小型貨物	2	横浜400も1574	NHP160-0051075	6AE-NHP160V	トヨタ	プロボックス	令和4年7月	令和6年6月30日	350[200]	再リース予定	R6.7.1	○
12	小型乗用	5	横浜505ほ8361	NHP170-7248159	6AA-NHP170G	トヨタ	シエンタ	令和3年8月	令和6年8月1日	-		R9.8.1	○
13	軽乗用	6	横浜581ぬ3029	HA97S-114772	5AA-HA97S	スズキ	アルト	令和5年2月	令和8年1月31日	-		R10.1.31	○
14	小型乗用	5	横浜505め5773	GB7-3208594	6AA-GB7	ホンダ	フリード	令和4年12月	令和7年11月30日	-		R10.11.30	○
15	小型乗用	5	横浜505せ2221	NHP170-7080518	DAA-NHP170G	トヨタ	シエンタ	平成29年3月	令和8年2月28日	-	再リース予定	R7.3.31	×
16	小型乗用	5	横浜504ら2707	NHP10-6508665	DAA-NHP10	トヨタ	アクア	平成28年6月	令和7年5月31日	-	再リース予定	R7.3.31	○
17	小型乗用	5	横浜505ら1130	GC28-002426	6AA-GC28	日産	セレナ	令和5年12月	令和8年11月30日	-		R11.11.30	○
18	普通乗用	4	横浜305や9459	MZRA90-0087018	6BA-MZRA90W	トヨタ	ノア	令和6年2月	令和9年1月31日	-		R12.1.31	○
19	小型乗用	5	横浜505ら6844	C28-005228	5BA-C28	日産	セレナ	令和6年3月	令和9年2月28日	-		R13.2.28	○
20	小型乗用	5	横浜505つ1988	ZWR80-0304370	DAA-ZWR80G	トヨタ	ノア	平成30年3月	令和7年2月28日	-	再リース予定	R7.3.31	○
21	小型貨物	2	横浜400ゆ110	VY12-331785	5BF-VY12	日産	ADバン	令和6年3月	令和8年2月28日	450[300]		R11.2.28	○
22	軽乗用	6	横浜581た7643	HA36S-557893	DBA-HA36S	スズキ	アルト	令和2年12月	令和7年11月30日	-		R8.11.30	○
23	軽乗用	6	横浜581た7644	HA36S-563241	DBA-HA36S	スズキ	アルト	令和2年12月	令和7年11月30日	-		R8.11.30	×
24	小型乗用	5	横浜531ら2124	E12-617138	DBA-E12	日産	ノート	令和1年6月	令和6月6月2日	-	再リース予定	R7.6.2	○
25	小型乗用	5	横浜530ま2036	Y12-190658	DBA-Y12	日産	ウイングロード	平成29年10月	令和6月10月10日	-	再リース予定	R6.10.1	×
26	小型乗用	5	横浜530ち2079	E12-582412	DBA-E12	日産	ノート	平成30年7月	令和7年7月1日	-	再リース予定	R6.7.1	○
27	普通乗用	4	横浜376の515	HGY51-710229	DAA-HGY51	日産	シーマ	令和1年8月	令和6年7月31日	-		R8.7.31	×
28	普通乗用	4	横浜331む8192	GWS224-1008409	6AA-GWS224	トヨタ	クラウン	令和1年12月	令和6年12月5日	-		R8.12.5	×
29	普通乗用	4	横浜355の168	GWS224-1007649	6AA-GWS224	トヨタ	クラウン	令和1年8月	令和6年7月31日	-		R8.7.31	×
30	普通乗用	4	横浜333そ1503	AYH30-0054283	DAA-AYH30W	トヨタ	アルファード	平成29年11月	令和6年10月31日	-	再リース予定	R6.10.31	×
31	普通乗用	4	横浜330ぬ672	AYH30-0072659	DAA-AYH30W	トヨタ	アルファード	平成30年12月	令和7年12月2日	-		R7.12.2	×
32	普通乗用	4	横浜301ふ3673	GF50-101649	UA-GF50	日産	シーマ	平成16年3月	令和7年3月7日	-		—	×
33	小型乗用	5	横浜541せ4580	HE12-144686	DAA-HE12	日産	ノート	平成30年3月	令和7年2月28日	-		R7.2.28	○
34	小型乗用	5	横浜530と4581	NHP170-7115784	DAA-NHP170G	トヨタ	シエンタ	平成30年3月	令和7年2月28日	-		R7.2.28	○
35	小型乗用	5	横浜505ら6845	GC28-004157	6AA-GC28	日産	セレナ	平成29年3月	令和9年2月28日	-		R13.2.28	○

# 個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。



(第1号様式)

### 安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人 (条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格 ( ) <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程 ( ) <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他 ( )
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制	
※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。	
(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ</p> <p><input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 ( <input type="checkbox"/>上記外___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入</p> <p><input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録</p> <p><input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
(2) 個人情報の保管場所	<p>紙媒体 <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
	<p>電磁媒体 <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
(4) 個人情報の運搬方法	<p>紙媒体</p>
	<p>電磁媒体</p>
(5) 個人情報の廃棄方法	<p>紙媒体</p>
	<p>電磁媒体</p>
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)	

11 電算処理における個人情報保護対策	
※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

---

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全 枚）のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

### 研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名